

堺市立図書館デジタルサイネージ
広 告 募 集 要 領

令和8年4月

堺 市

目 次

1 目的	1
2 募集日程	1
3 申込者の資格要件	1～2
4 広告について	2～3
5 設置場所一覧及び広告掲載料等条件	3～4
6 広告原稿の作成及び提出	4
7 申込方法	4～6
8 広告主の決定から広告掲載に至るまで	6～7
9 広告掲載の決定の取消し	7
10 広告主の責務	7
11 広告掲載料の返還	7
12 広告掲載の取下げ	7
13 広告内容の変更手続き	8
14 広告の撤去	8
15 要綱等改定時の適用	8
16 免責事項	8
堺市立図書館デジタルサイネージのイメージ図	9
堺市立図書館施設利用者数・年間開館日数（令和6年度実績）	10
堺市立図書館サービス網	11～12
堺市立図書館デジタルサイネージ広告掲載契約書（案）及び各種様式	13～24
堺市広告掲載要綱	25～27
堺市広告掲載基準	28～30

堺市立図書館デジタルサイネージ広告募集要領

1 目的

この募集要領は、堺市立図書館が管理するデジタルサイネージ機器（以下、「デジタルサイネージ」という。）に広告を有料で掲載することに関して、堺市広告掲載要綱（以下、「要綱」という。）及び堺市広告掲載基準（以下、「基準」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めたものです。

デジタルサイネージへの広告掲載を申込みされる方（以下、「申込者」という。）は、この募集要領をよく読み、次の各事項を承知のうえ、お申込みください。

2 募集日程

項目	期限、期間等
1 受付期間	令和8年4月1日（水）から令和10年1月19日（水）まで
2 広告掲載申込書の提出	掲載開始希望日の6週間前まで
3 広告掲載の決定	申込書提出期限から2週間以内
4 契約締結	広告掲載決定日から2週間以内
5 広告掲載料の納付	契約締結から2週間以内（広告掲載開始日の前日まで）
6 広告の提出	広告掲載開始日の1週間前まで
7 広告掲載開始日	各月の初日（休館日の場合は直後の開館日）
8 広告掲載期間	令和8年6月1日（月）から令和10年5月31日（水）まで （1ヶ月単位から申込み可能）

※上表記載の日は、月曜日を除きます（土曜日、日曜日、国民の祝日等については開館のため、事前に日程をご確認ください。）。

※やむを得ない事情により提出期限延長などの対応を取ることがあります。

※申込書のご提出から最短6週間程度で掲載を開始することができます。

（広告の掲載期間は、月の初日から月の末日までの1か月を単位とします。ただし、月の初日が月曜日等で休館日の場合は直後の開館日からの掲載とし、最終日が月曜日等で休館日の場合は直前の開館日までの掲載とします。）

3 申込者の資格要件

(1) 1年以上営業を行っている個人、法人等で、その業務内容が明確な者

※この募集は、自らが直接行う事業の広告を募集するものです。

(2) 次に該当する方は、申込みすることができません。

ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てをしている者（会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けている者を除く。）。

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てをしている者（民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者を除く。）。

ウ 法人税、所得税、消費税又は地方消費税の滞納がある者

エ 本市が課税する市税の滞納がある者

※本市が課している市税には個人市民税（特別徴収を含む。）、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、特別土地保有税、事業所税、都市計画税及び入湯税があります。

なお、個人市民税（特別徴収を含む。）については、個人府民税と森林環境税を含みます。

※堺市立図書館デジタルサイネージ広告掲載申込書提出日以前に納期がある全ての市税を対象とします。

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）又は堺市暴力団排除条例施行規則（平成24年規則第108号）第3条各号に規定する者（以下、「暴力団密接関係者」という。）

カ 本市入札事務に関して資格停止となっている者

4 広告について

(1) 広告の規格

掲載する広告は、電子データで作成するものとし、静止画又は動画の形式でデジタルサイネージ上で放映する動画等の間に入れることとします。なお、広告の放映する順番は本市が指定します。

ア 静止画広告はJ P E G形式、P N G形式、P D F形式のいずれかで作成すること

イ 動画広告は、M P 4形式、M O V形式のいずれかで作成し、無音とすること

ウ 静止画及び動画広告の画面構成比率は、幅16、高さ9の縦横比で作成すること

エ 動画広告は掲載を希望する枠単位（15秒単位）で作成すること

(2) 広告の内容について

広告主及び広告内容については、要綱及び基準に定めるもののほか、次に該当するものは掲載しません。広告掲載中に該当することが判明したときも同様とします。

ア 文字やデザインが、過密、過小又は色彩等のため、来館者が読むことができないもの

イ 広告主の名称及び電話番号又はURL等連絡先が明記されていないもの

ウ 図書館事業の広告として適当でないと中央図書館長が判断したもの

(3) 有料広告の表示

掲載内容が、広告であることを明確にするため、広告にはその上部に、通常その広告を見る位置から認識できる文字で「有料広告」と表示し、これを枠で囲ってください。

(4) 広告の掲載期間

広告の掲載期間は、令和8年6月1日（月）から令和10年5月31日（水）までの最長2年間とし、1か月単位から申込みが可能です。掲載期間終了後、募集枠に空きがある場合は、本市と再契約の締結を行うことで、掲載期間の更新をすることができます。

※広告の掲載開始日は、月の初日とします。ただし、月の初日が月曜日等の場合は直後の開館日とします。

※広告の掲載終了日は、月の最終日とします。ただし、最終日が月曜日等の場合は直前の開館日とします。

※広告主の事情により掲載開始日又は掲載終了日が月の途中になった場合であっても、掲載期間は1か月とします。

※掲載期間には、本市における広告設定作業の期間を含みます。作業には、デジタルサイネージ機器への広告の保存、広告期間終了後の広告の削除の作業等を含みます。

※掲載期間中、臨時休館や工事等により広告の放映ができない場合は、広告主と協議の上、掲載期間の延長又は広告掲載料の還付等の対応を行います。

(5) 広告枠・放映パターン

広告枠は1か所につき3枠とし、申し込み先着順に選定します。ただし、本市が必要と認めた場合は、広告枠を変更することがあります。また、1枠につき15秒（動画・静止画）とします。

なお、デジタルサイネージの放映パターンは原則、「市政情報」及び「広告」あわせて最大10枠150秒を1ローテーションとし、繰り返し放映します。1ローテーションの放送時間が150秒に満たない場合は、下記【参考】に記載している回数より多く放映する場合があります。

【参考】1枠（15秒）の場合の1日動画放映数：24回/時間（240回/日[平日]、192回/日[土曜・日曜・祝日]）

5 設置場所一覧及び広告掲載料等条件

(1) 設置場所一覧

設置場所		掲載 枠数	設置 台数	広告の放映時間 (静止画・動画共通)
中央図書館 (堺市堺区大仙中町18-1)	1階 エントランス	3枠	1台	(平日) 午前10時から午後 8時まで (土曜日・日曜日・ 祝日) 午前10時から午後 6時まで
中図書館 (堺市中区深井清水町1426 教育文化センター内)	2階 (図書館棟) カウンター付近	3枠	1台	
東図書館 (堺市東区北野田1077 アミナス北野田内)	4階 閲覧室 カウンター付近	3枠	1台	
西図書館 (堺市西区鳳南町4丁444-1)	2階 学びと交流の広場 カウンター付近	3枠	1台	
	4階 閲覧室 カウンター付近	3枠	1台	
南図書館 (堺市南区茶山台1丁7-1泉ヶ 丘市民センター内)	2階 閲覧室 入り口付近	3枠	1台	
北図書館 (堺市北区新金岡町5丁1-4北 区役所内)	2階 閲覧室 入り口付近	3枠	1台	
美原図書館 (堺市美原区黒山167-14)	2階 閲覧室 カウンター付近	3枠	1台	

※西図書館は、2階（学びと交流の広場）及び4階（閲覧室）に各1台、計2台設置しています。

※図書館のイベントやレイアウトの変更等により、一時的に図書館内での放映場所を変更する場合があります。

(2) 広告掲載料

掲載期間	広告掲載料 1館1枠（静止画・動画共通）	割引額
		※通常5,500円（税込）×月数
1か月	15秒 ¥5,500円 (消費税及び地方消費税相当額500円込)	—
6か月	15秒 ¥31,350円 (消費税及び地方消費税相当額2,850円込)	1,650円 (割引率5%)
12か月	15秒 ¥59,400円 (消費税及び地方消費税相当額5,400円込)	6,600円 (割引率10%)
24か月	15秒 ¥112,200円 (消費税及び地方消費税相当額10,200円込)	19,800円 (割引率15%)

※広告掲載期間に応じて広告掲載料に割引率を設定しています。

※掲載期間中に消費税及び地方消費税の税率が変動した場合は、消費税額及び地方消費税相当額は変動後の税率により計算するものとします。

(3) 広告掲載料の納付

広告掲載料は掲載期間月数分を一括全額納付とします。ただし、1年以上の広告掲載の決定を受けた広告主については、4月から翌年3月までを1期間として、掲載期間に応じて分納していただきます。なお、掲載期間に応じた広告掲載料の納付を確認するまで、広告掲載は行いません。

(4) 広告掲載料の不還付

納付された広告掲載料は還付しません。ただし、広告主の責めに帰することができない理由により、広告掲載の開始又は継続ができない場合は除きます。

6 広告原稿の作成及び提出

広告掲載決定の通知を受けた後、広告主がその負担により製作し、本市が指定する期日までに、本要領で指定する規格で作成した広告を電子データで提出していただきます。

7 申込方法

申込者は、堺市立図書館デジタルサイネージ広告掲載申込書その他必要書類に所定の事項を記入、押印し、受付場所まで簡易書留等による郵送又は直接持参の上、提出してください。

(1) 申込受付

受付期間	令和8年4月1日（水）から随時 募集枠（空き状況）がなくなるまで、随時、受け付けます。
------	--

	事前に、空き状況および手続き等の日程について中央図書館総務課までお問い合わせください。
事業者選定方法	先着順 ※先着順で締め切ります。(郵送等により同じタイミングで申込みがあった場合は、抽選とします。)
受付時間	午前10時00分から正午まで 午後0時45分から午後5時まで
受付場所 お問い合わせ先	堺市堺区大仙中町18番1号 堺市立中央図書館 総務課 管理係 (中2階) TEL : 072-244-3811 (代表)

・提出された書類に不備、記入漏れ、押印(訂正印)漏れ等があった場合、本市から申込書記載の連絡先に連絡しますが、本市が指定する期間内に必要とする書類の提出がないときは、受け付けません。

(2) 応募書類

様式は堺市ホームページからダウンロードできます。

個人 ↓ 法人 ↓	ア ●印がついた書類が必要です。 イ 提出部数は、各1部です。 ウ 個人と法人とで異なりますので、ご注意ください。	提出書類	
	No.	書類名	注意事項
●	●	① 堺市立図書館デジタルサイネージ広告掲載申込書	・日付は、記入日又は提出日を記入してください。
●	●	② 申込者の事業(会社)概要	・会社のパンフレット等。形式は問いませんが、会社名、創業年月、所在地(本社、本店、市内の事業所、店舗等)、業務内容、従業員数は必須です。(補記可。)
●		③ 誓約書(個人用)	・日付は、①堺市立図書館デジタルサイネージ広告掲載申込書と同じ日を記入してください。
	●	④ 誓約書(法人用)	・日付は、①堺市立図書館デジタルサイネージ広告掲載申込書と同じ日を記入してください。 ・住所欄には、各役員の住民登録地を記入してください。 ・本市の外郭団体は、提出不要です。
●	●	⑤ 広告原稿案 ※広告原稿案(電子データ)の送付方法は、別途指示しますので電子データで提出するもの以外の書類を先に提出してください。	・「4 広告について」を参照のうえ、作成してください。 ・動画の原稿案は電子データ(カラー)で提出してください。 ・静止画の原稿案はデータ及びカラーでA4サイズに縮小したものを1部印刷し提出してください。 ・ 有料広告 の文字を表示してください。(静止画・動画)
	●	⑥ 履歴(現在)事項全部証明書	・書類提出時点で発行後、3か月以内の原本に限ります。 ・記載の内容が実際と異なっているときは、変更後のものを提出してください。 ・本市の登録業者は、提出不要です。
●	●	⑦ 印鑑(登録)証明書	
●		⑧ 税務署発行の納税証明書(その3の2)	・書類提出時点で発行後、1か月以内の原本に限ります。 ・法人税、所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書が必要です。 ・本市の登録業者は、提出不要です。
	●	⑨ 税務署発行の納税証明書(その3の3)	

(3) 留意事項

- ア 申込者が法人であって、登記事項証明書に複数の代表者が記載されているときは、本申込みに係る権限を有する者を堺市立図書館デジタルサイネージ広告掲載申込書の申込者欄に記入してください。
- イ 法人用の誓約書に記入する役員の住所は、住民登録地（住民票の住所欄に記載されたところ）であり、勤務先の所在地等ではありません。
- ウ 誓約書の提出後（契約締結に至った場合は、掲載期間中を含む。）、記入内容に変更が生じた場合は、変更後の内容を記入した誓約書を再度提出してください。
- エ 国税の納税証明書の交付請求手続きについては、最寄りの税務署にお問い合わせください。国税庁のホームページ (<https://www.nta.go.jp/>) から閲覧する場合は、次の順にクリックして手続きをしてください。
「納税手続」⇒「納税証明書」⇒「G-1 納税証明書の交付請求手続」
- オ 国税の納税証明書の交付請求の際は、必ず個人の場合は「その3の2」、法人の場合は「その3の3」を請求してください。（「その3」は不可。）なお、法人税、所得税、消費税又は地方消費税を分納している場合は、納税証明書は交付されないため、申込者としての資格要件を満たさなくなりますので、ご注意ください。
- カ 提出書類の返却は、行いません。
- キ 申込者に関する情報については、空き状況を除き、一切回答することができませんのでご了承ください。

(4) 個人情報の扱い

提出書類に記載の個人情報は、広告掲載の決定及び契約締結事務に使用するものとし、正当な理由なく他に知らせ、又は他の目的のためには使用しません。ただし、申込者の資格要件の確認のため、警察当局への照会に使用します。

8 広告主の決定から広告掲載に至るまで

- (1) 本市で申込者からの提出書類を先着順に受付を行い、提出書類の内容が要綱、基準及び本募集要領（以下、「要綱等」という。）に適合しているかどうか審査を行います。
- (2) 申込書提出から2週間程度で、申込者に対し堺市立図書館デジタルサイネージ広告掲載結果通知書又は堺市立図書館デジタルサイネージ広告非掲載決定通知書により審査の結果を郵送で通知します。なお、決定の順位は受付順とします。
※申込数が募集枠を超える場合は、提出書類が要綱等に適合している場合であっても、受付順により広告非掲載決定を行うことがありますので、ご了承ください。
- (3) (2) の通知とあわせて堺市立図書館デジタルサイネージ広告掲載契約書（2部）及び広告掲載料の納入通知書を郵送します。
また、広告掲載料は、本市が指定する期日までに納付してください。
- (4) 広告主は、(3) の書類を受けましたら、2週間以内に堺市立図書館デジタルサイネージ広告掲載契約書（「乙」欄に記名押印したもの）及び納入通知書（領収印が押印されたもの）の写しを中央図書館総務課に提出（直接持参又は郵送）してください。
- (5) 広告主は、掲載予定日の1週間前までに掲載決定を受けた広告を電子データで中央図書館総務

課に提出してください。なお、提出された広告内容が、広告掲載決定時の広告原稿案と異なる等修正が必要な場合は、広告主に広告の修正をしていただきます。

9 広告掲載の決定の取消し

(1) 次のいずれかに該当する場合は、広告を掲載の期間中であっても、広告掲載の決定を取り消し掲載した広告を削除することがあります。

ア 本市の業務上やむを得ないと認めるとき

イ 指定する期日までに契約締結の手続きを行わなかったとき

ウ 要綱等に反すると認められるとき

エ 広告主が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められたとき

オ 前各号に掲げるもののほか、特に広告掲載をすることが適当でない判断したとき

(2) (1) のイからオに該当して取り消した場合、5 (4) のとおり納付された広告掲載料は還付しません。また、広告の製作費用その他一切の費用について補償しません。

10 広告主の責務

(1) 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとします。

(2) 広告主は、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他不正な行為を行ってはならないものとします。

(3) 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとします。

(4) 広告主は、広告掲載の権利を譲渡してはならないものとします。

(5) 広告主は、広告掲載取り消しの場合において、その責めに帰すべき理由により、本市に損害を与えたときはその損害を賠償するものとします。

11 広告掲載料の返還

本市は、広告主の責めに帰さない理由により、広告の掲載ができなくなったときは、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還します。

なお、その場合の返還する広告掲載料は、広告の掲載を取り消した月の翌月以降の納付済月額の総額とし、利子は付さないものとします。

ただし、広告主の自己都合により広告掲載料の取り下げ場合は、返還しません。

12 広告掲載の取下げ

(1) 広告主は、自己都合により、広告掲載を取り下げるときは、掲載中止を希望する日の2週間前までに、堺市立図書館デジタルサイネージ広告掲載中止届を提出してください。

(2) 令和8年4月1日以降に、1年以上の広告掲載の決定を受けた場合は、同一年度2月の最終開館日までに本市に書面で申し出ることにより、翌年度以降の期間の広告掲載を取り下げることができます。

1 3 広告内容の変更手続き

- (1) 広告内容を変更しようとする広告主は、変更する広告の修正案を添付して、掲載変更を希望する日の2週間前までに、堺市立図書館デジタルサイネージ広告内容変更申出書を提出してください。
- (2) 本市で変更する広告原稿案について要綱等に適合しているかどうか審査します。広告原稿案が要綱等に適合していない場合であって修正可能であるときは、申出者において修正した後、審査を行います。
- (3) 審査の結果、広告原稿案が要綱等に適合していると認められ、変更が可能なときは、堺市立図書館デジタルサイネージ広告内容変更承認通知書を申出者に通知します。
- (4) 審査中の広告掲載については、既に掲載決定を受けた広告について継続記載することができますが、変更後の広告については、堺市立図書館デジタルサイネージ広告内容変更承認通知書の発出日以降の修正となります。

1 4 広告の削除

- (1) 広告の掲載期間が終了するとき、9（1）により広告掲載の決定が取り消されたとき又は12の広告掲載の取下げがあったときは、本市においてデジタルサイネージから広告を削除し、本市が保有する広告のデータも削除します。
- (2) 掲載期間終了後に本市による広告の削除が遅れるなど広告が継続して掲載された場合は、削除までに要した期間の広告掲載料については広告主に請求しないものとします。

1 5 要綱等の改訂時の適用

- (1) 広告主は、広告の申込時期や実際の掲載期間に関らず、常に公表している最新の要綱等の記載内容の適用を受けるものとする。
- (2) 要綱等の改正により、既に掲載した広告掲載期間が短縮された場合は、11を適用するものとする。

1 6 免責事項

天変地異その他やむを得ない要因によって広告掲載を行わなかったとき、又はそれにより広告主が損害を受けたときにおいて、本市は、広告主に対してその責を負わないものとし、広告掲載料の変換、損害賠償の支払い等を行わないものとする。

堺市立図書館デジタルサイネージのイメージ図

【デジタルサイネージについて】（全館共通）

（モニターサイズ）

50インチ縦置き、横1095.8×縦616.4（mm）

（アスペクト比）

16：9

（最大解像度）

3,840×2,160

（再生対応フォーマット）

JPEG、PNG、PDF（静止画）、MP4、MOV（動画）

（表示形式）

静止画・動画（混合表示可能）

【掲載サイクル・放映時間】

（1枠当たりの放映時間）

1枠150秒（1日当たりの放映サイクルはコンテンツ
全体の掲載本数により異なります。）

（放映時間）

平日：午前10時から午後8時まで（10時間）

土曜・日曜・祝日：10:00～18:00（8時間）

（掲載サイクル）

15秒×10枠＝150秒

1サイクル（最大150秒）を、図書館開館時間の午前
10時から午後8時まで（土日祝日は午前10時から
午後6時まで）放映します。



堺市立図書館施設利用者数・年間開館日数（令和6年度実績）

堺市立図書館

名 称	住所	施設利用者数※ (令和6年度実績)	年間開館日数 (令和6年度実績)
中央図書館	堺市堺区大仙中町18-1	240,612人	311日
中図書館	堺市中区深井清水町1426 教育文化センター内	133,566人	310日
東図書館	堺市東区北野田1077 アミナス北野田内	232,581人	310日
西図書館	堺市西区鳳南町4丁444-1	159,222人	310日
南図書館	堺市南区茶山台1丁7-1 泉ヶ丘市民センター内	255,802人	311日
北図書館	堺市北区新金岡町5丁1-4 北区役所内	207,467人	310日
美原図書館	堺市美原区黒山167-14	107,547人	310日

※施設利用者数は計測装置による通過数(往復で1)



堺市立図書館 各館のご案内

令和7年10月現在



移動図書館駐車場所

区	番号	駐車場所	
堺区	2	府営戎島住宅内	
中区	1	市立八田荘老人ホーム前	
	5	ガーデンハウス鈴の宮第一住宅	
	6	東陶器公園	
	7	福田地域会館内	
	16	辻之・かやのき公園前	
	17	深阪・八石公園	
東区	9	東初芝中央公園	
	西区	3	浜寺船尾会館内
		4	石津太神社境内前
		10	浜寺三光会館(元・浜寺出張所)
12		浜寺公園駅前	
北区	13	浜寺元町5丁・旧地車庫前	
	23	津久野小学校正面玄関前	
	24	サンヴァリエ津久野集会所前	
	8	サンヴァリエ中百舌鳥集会所前	
美原区	11	北花田第一公園	
	14	中百舌鳥公園団地内中央広場	
	18	府営浅香山住宅住宅8棟北	
	25	木青会館前	
美原区	26	上池公園	
	27	かいづか公園	
	28	大池公園	
	29	今井地区公民館	
	30	丹上公園	
	31	府営美原南余部住宅集会所前	

(15および19から22は欠番)

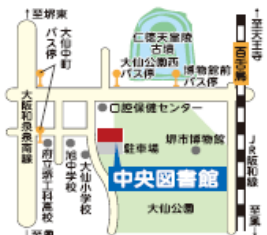
1 中央図書館

〒590-0801 堺区大仙中町18-1
TEL 244-3811 FAX 244-3321

開館時間 火～金 10:00～20:00
土・日・祝 10:00～18:00

・こども室は火～金17:00/土・日・祝18:00

・JR阪和線「百舌鳥」駅から徒歩900m。
南海高野線「堺東」駅から深井駅・あみだ池行きバスで「大仙公園西」下車すぐ、
嵐駅前方面行バスで「大仙中町」下車東600m。



3 中図書館

〒599-8273 中区深井清水町1426
TEL 270-8140 FAX 270-8149

開館時間 火～金 10:00～20:00
土・日・祝 10:00～18:00

・教育文化センター(ソフィア・堺)図書館棟2階。
・南海東北線「深井」駅から徒歩1km。



5 東図書館

〒599-8123 東区北野田1077
TEL 235-1345 FAX 236-1517

開館時間 火～金 10:00～20:00
土・日・祝 10:00～18:00

・アマニス北野田4階。
・南海高野線「北野田」駅から徒歩50m。



2 堺市駅前分館

〒590-0014 堺区田出井町1-1-300
TEL 222-0140 FAX 222-0158

開館時間 火～金 10:00～20:00
土・日・祝 10:00～18:00

・ベルマージュ堺番館3階。
・JR阪和線堺市駅から徒歩100m。



4 東百舌鳥分館

〒599-8234 中区土塔町2363-23
TEL 234-9600 FAX 235-8010

開館時間 火～日・祝 10:00～17:00

・東百舌鳥公民館1階。
・南海東北線「深井」駅から徒歩300m。



館内設備 障害者用エレベーター 障害者優先トイレ 授乳コーナー 授乳可 おむつ交換台設備 ベビーキープ 幼児用トイレ スロープあり 無料駐車場 障害者用駐車場 有料駐車場
(複合施設の場合は、図書館内ではなく施設にある場合があります。)

6 初芝分館

〒599-8116 東区野尻町221-4
TEL 286-0071 FAX 286-0091

開館時間 火～日・祝 10:00～17:00

- ・初芝体育館1階。
- ・南海高野線「初芝」駅から西500m。



8 南図書館

〒590-0115 南区茶山台1丁7-1
TEL 294-0123 FAX 298-0597

開館時間 火～金 10:00～20:00
土・日・祝 10:00～18:00

- ・泉ヶ丘市民センター2階。
- ・南海泉北線「泉ヶ丘」駅から南西300m。

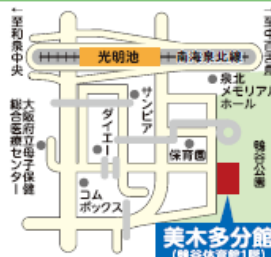


10 美木多分館

〒590-0138 南区鶴谷台2丁4-1
TEL 296-2111 FAX 296-2151

開館時間 火～日・祝 10:00～17:00

- ・鶴谷体育館1階。
- ・南海泉北線「光明池」駅から南東300m。



12 美原図書館

〒587-0002 美原区黒山167-14
TEL 369-1166 FAX 369-1168

開館時間 火～金 10:00～20:00
土・日・祝 10:00～18:00

- ・南海高野線「初芝」駅から平尾行きバスで「船戸下」下車北500m、美原区役所前行きバスで「美原区役所前」下車、もしくは地下鉄御堂筋線「新金岡」駅から美原区役所前行きバスで「美原区役所前」下車西150m。



14 青少年センター図書室

〒590-0930 堺区柳の町西1丁3-19
TEL 228-6331 FAX 228-5244

開館時間 火～日・祝 (月除く)
10:00～17:00

- ・青少年センター1階。
- ・阪堺電車「綾ノ町」駅から西150m、南海高野線「堺東」駅から北回りバスもしくは松屋大和川行きバスで「綾の町電停前」下車 南へ150m、南海本線「七道」駅から南東700m。



7 西図書館

〒593-8325 西区鳳南町4丁444-1
TEL 271-2032 FAX 271-3002

開館時間 火～金 10:00～20:00
土・日・祝 10:00～18:00

- ・JR阪和線「鳳」駅から南東600m、南海高野線「堺東」駅からバスで「長承寺」または南海本線「石津川」駅からバスで鳳駅前乗り換え、「長承寺」下車南150m。

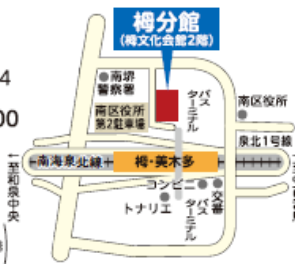


9 榎分館

〒590-0141 南区桃山台2丁1-2
TEL 296-0025 FAX 296-0034

開館時間 火～日・祝 10:00～17:00

- ・榎文化会館2階。
- ・南海泉北線「榎・美木多」駅から北100m。



11 北図書館

〒591-8021 北区新金岡町5丁1-4
TEL 258-6850 FAX 258-6851

開館時間 火～金 10:00～20:00
土・日・祝 10:00～18:00

- ・北区役所2階。
- ・地下鉄御堂筋線「新金岡」駅2号出口から東200m、JR阪和線、南海高野線「三国ヶ丘」駅からバスで「北区役所前」下車すぐ。

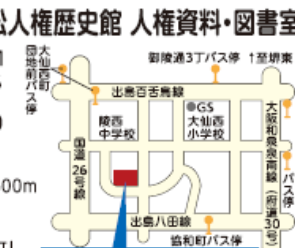


13 人権ふれあいセンター・船松人権歴史館 人権資料・図書室

〒590-0822 堺区協和町2丁6 1-1
TEL 245-2534 FAX 245-2535

開館時間 火～日・祝 9:30～18:30

- ・人権ふれあいセンター1階。
- ・堺東駅からバスで「旭ヶ丘北町」下車西約600m 堺駅または堺東駅からバスで「大仙西町団地前」下車南約200m 堺駅または堺東駅からバスで「協和町」下車北西約500m。

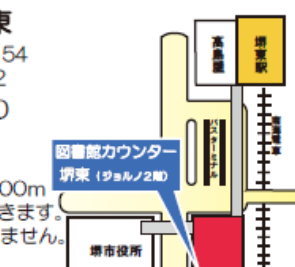


15 図書館カウンター堺東

〒590-0028 堺区三国ヶ丘御幸通154
TEL 232-1011 FAX 232-1012

開館時間 月～日 8:00～21:00
(第1・第3木曜日除く)

- ・ジョルノ2階。
- ・南海高野線「堺東」駅から南100m
- *予約した資料の受取・返却ができます。閲覧用の本や雑誌・新聞はありません。



■休館日 (人権ふれあいセンター・船松人権歴史館 人権資料・図書室、青少年センター図書室、図書館カウンター堺東以外)

月曜日 (祝日は開館)

館内整理日 (3月末日並びに6月、9月、12月の各第1火曜日)

整理期間による休館・臨時休館および人権ふれあいセンター・船松人権歴史館 人権資料・図書室、青少年センター図書室、図書館カウンター堺東の休館日は広報さかい・各館配布のカレンダー・ホームページでご確認ください。

<https://www.city.sakai.lg.jp/kosodate/library/>

館内設備 障害者用エレベーター 障害者優先トイレ 授乳コーナー 授乳可 おむつ交換台設備 ベビーキープ 幼児用トイレ スロープあり 無料駐車場 障害者用駐車場 有料駐車場

堺市立図書館デジタルサイネージ広告掲載契約書（案）【掲載期間が同一年度内の場合】

堺市（以下「甲」という。）と●●●●（以下「乙」という。）とは、甲が管理するデジタルサイネージに対する広告掲載について、次のとおり契約を締結する。

（法令等の遵守）

第1条 乙は、広告掲載にあたり、堺市広告掲載要綱（平成24年制定、以下「要綱」という。）、堺市広告掲載基準（平成24年制定、以下「基準」という。）、堺市立図書館デジタルサイネージ広告募集要領（以下、「要領」という。）及び不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）その他各種法令の規定を遵守しなければならない。

（掲載箇所・位置、台数・掲載枠数、広告の種類）

第2条 甲は、管理する次の堺市立図書館デジタルサイネージ（以下「デジタルサイネージ」という。）に乙が製作する広告を掲載するものとする。

- (1) 掲載箇所・位置 堺市立●●●図書館 カウンター付近
- (2) 台数・掲載枠数 ●台 ●枠
- (3) 広告の種類 ●●●（静止画又は動画）

（広告の製作）

第3条 広告は、乙がその負担により製作し、掲載開始日の1週間前までに広告を電子データで提出するものとする。

2 甲は、前項の規定により提出された広告の内容が、基準に反すると判断した場合は、乙に対し修正を求めるものとし、乙は、これに応じなければならない。

（広告の掲載期間）

第4条 広告の掲載期間は、令和8年6月1日から令和●年●月●日までとする。

2 前項の掲載期間には、広告の掲載及び撤去の作業期間を含むものとする。

（広告掲載料及び支払方法）

第5条 当該物件の広告掲載料は、年額金 円とする。

2 乙は、前項の広告掲載料を令和●年●月●日までに、甲の発行する納入通知書で前納により一括納付するものとする。

3 第1項の広告掲載料は、前項の消費税及び地方消費税相当額（税率10%）金●●●●●円を含むものとする。

4 消費税及び地方消費税の税率が変動した場合は、消費税額及び地方消費税相当額は変動後の税率により計算するものとする。

（基準等）

第6条 甲は、要綱第4条及び基準に定めるもののほか、次の各号に該当する広告を掲載しない。広告掲載中に該当することが判明したときも同様とする。

- (1) 文字やデザインが、過密、過小又は色彩等のため、来館者が読むことができないもの
- (2) 広告主の名称及び電話番号又はURL等連絡先が明記されていないもの
- (3) 図書館事業の広告として適当でないと中央図書館長が判断したもの

2 乙は、広告の責任の所在を明確にするため、乙の名称及び電話番号又はURLを必ず、明記するものとする。

3 乙は、広告に「有料広告」の表示を入れ、広告を掲載するものとする。

(乙の責任)

第7条 乙は、広告の内容その他の広告掲載に関するすべての事項について一切の責任を負うものとする。

2 乙は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、その責任及び負担において解決しなければならない。甲は、第三者に対する損害については、いかなる理由があっても一切その責任を負わない。

(譲渡又は転貸の禁止)

第8条 乙は、広告掲載に係る権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(決定の取消し及び契約の解除)

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取り消し、本契約を解除し、以後の広告を中止するものとする。

(1) 指定された期日までに契約締結手続きを完了しなかったとき。

(2) 甲の名誉若しくは信用を失墜させ、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為があったとき。

(3) 乙において、社会的信用を著しく損なうような行為があったとき。

(4) 倒産、破産等により広告を掲載する必要がなくなったとき。

(5) 乙が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は堺市暴力団排除条例施行規則(平成24年規則第108号)第3条各号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められたとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、要綱、基準、要領及び本契約に違反する行為があったとき。

2 前項に定めるほか、甲は、甲の業務上やむを得ないと認めるときは、広告掲載の決定を取り消し、本契約を解除することができる。

3 甲は、広告掲載の決定を取り消した場合であっても、広告の製作費用その他一切の費用について補償しない。

(広告掲載料の還付)

第10条 甲は、乙が納付した広告掲載料は、還付しない。但し、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 前条第2項の規定により本契約を解除したとき。

(2) 甲の責めに帰すべき事由による広告のき損、遺失又は破損により掲載することができなくなったとき。

2 前項但し書きの規定により還付する広告掲載料は、掲載期間の残りの月数に応じて算出する。但し、月の途中で掲載することができなくなった場合の当該月については、日割りにより計算して得た額(1円未満の端数を切り捨てた額)とする。

3 前項の規定により還付する広告掲載料には利子は付さない。

(広告の削除)

第11条 甲は、第4条第1項に規定する掲載期間が満了するとき、又は、第9条第1項又は第2項の規定により広告掲載の決定の取り消し、又は本契約を解除したときは、デジタルサイネージを含む甲

が保有している広告を全て削除するものとする。

(広告の修復)

第12条 広告が、遺失又は破損したときは、乙が再度、広告を、甲に提出するものとする。

2 前項の場合において、甲の責めに帰すべき事由により、乙が再度、広告を製作したときは、甲乙協議の上、広告の製作費用として認められた経費を甲が負担するものとする。

3 第三者による広告の盗難については、乙が再度、広告を、甲に提出するものとする。

(広告内容の変更)

第13条 乙は、第3条により甲に提出した広告の内容を変更しようとする場合は、変更する広告を添付した堺市立図書館デジタルサイネージ広告内容変更申出書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定により提出された広告案の修正については、第3条第2項の規定を準用する。

3 甲は、第1項の申出に対し、変更が可能な場合は、乙に対し堺市立図書館デジタルサイネージ広告内容変更承認通知書により通知するものとする。

(契約の費用)

第14条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義の決定)

第15条 この契約に関し疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印の上それぞれその1通を所持する。

令和 年 月 日

「甲」 住 所 堺市堺区南瓦町3番1号
氏 名 堺 市
代表者 堺市長 永藤 英機 ⑩
登録番号 T3000020271403

「乙」 所 在 地 (住所)
商号又は名称 (氏名)
代表者職氏名 ⑩

堺市立図書館デジタルサイネージ広告掲載契約書（案）【掲載期間が1年以上の場合】

堺市（以下「甲」という。）と●●●●（以下「乙」という。）とは、甲が管理する堺市立図書館デジタルサイネージに対する広告掲載について、次のとおり契約を締結する。

（法令等の遵守）

第1条 乙は、広告掲載にあたり、堺市広告掲載要綱（平成24年制定、以下「要綱」という。）、堺市広告掲載基準（平成24年制定、以下「基準」という。）、堺市立図書館デジタルサイネージ広告募集要領（以下、「要領」という。）及び不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）その他各種法令の規定を遵守しなければならない。

（掲載箇所・位置、台数・掲載枠数、広告の種類）

第2条 甲は、管理する次の堺市立図書館デジタルサイネージ（以下「デジタルサイネージ」という。）に乙が製作する広告を掲載するものとする。

- (1) 掲載箇所・位置 堺市立●●●図書館 カウンター付近
- (2) 台数・掲載枠数 ●台 ●枠
- (3) 広告の種類 ●●●（静止画又は動画）

（広告の製作）

第3条 広告（データ）は、乙がその負担により製作し、掲載開始日の1週間前までに広告を電子データで提出するものとする。

2 甲は、前項の規定により提出された広告の内容が、基準に反すると判断した場合は、乙に対し修正を求めるものとし、乙は、これに応じなければならない。

（広告の掲載期間）

第4条 広告の掲載期間は、令和8年6月1日から令和●年●月●日までとする。

2 前項の掲載期間には、広告の掲載及び撤去の作業期間を含むものとする。

（広告掲載料及び支払方法）

第5条 当該物件の広告掲載料は、金●●●●、●●●●円とする。但し、令和●年度分（令和●年●月●日から令和●年●月●日まで。）に係る広告掲載料は、金●●●●、●●●●円、令和●年度分（令和●年●月●日から令和●年●月●日まで。）は金●●●●、●●●●円とする。

2 乙は、前項の広告掲載料を令和●年●月●日までに、甲の発行する納入通知書で前納により一括納付するものとする。

3 第1項の広告掲載料は、消費税及び地方消費税相当額（税率10%）金●●●●、●●●●円を含むものとする。

4 消費税及び地方消費税の税率が変動した場合は、消費税額及び地方消費税相当額は変動後の税率により計算するものとする。

（基準等）

第6条 甲は、要綱第4条及び基準に定めるもののほか、次の各号に該当する広告を掲載しない。広告掲載中に該当することが判明したときも同様とする。

- (1) 文字やデザインが、過密、過小又は色彩等のため、来館者が読むことができないもの

(2) 広告主の名称及び電話番号又はURL等連絡先が明記されていないもの

(3) 図書館事業の広告として適当でないと中央図書館長が判断したもの

2 乙は、広告の責任の所在を明確にするため、乙の名称及び電話番号又はURLを必ず、明記するものとする。

3 乙は、広告に「有料広告」の表示を入れ、広告を掲載するものとする。

(乙の責任)

第7条 乙は、広告の内容その他の広告掲載に関するすべての事項について一切の責任を負うものとする。

2 乙は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、その責任及び負担において解決しなければならない。甲は、第三者に対する損害については、いかなる理由があっても一切その責任を負わない。

(譲渡又は転貸の禁止)

第8条 乙は、広告掲載に係る権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(決定の取消し及び契約の解除)

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取り消し、本契約を解除し、以後の広告を中止するものとする。

(1) 指定された期日までに契約締結手続きを完了しなかったとき。

(2) 甲の名誉若しくは信用を失墜させ、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為があったとき。

(3) 乙において、社会的信用を著しく損なうような行為があったとき。

(4) 倒産、破産等により広告を掲載する必要がなくなったとき。

(5) 乙が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は堺市暴力団排除条例施行規則（平成24年規則第108号）第3条各号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められたとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、要綱、基準、要領及び本契約に違反する行為があったとき。

2 前項に定めるほか、甲は、甲の業務上やむを得ないと認めるときは、広告掲載の決定を取り消し、本契約を解除することができる。

3 甲は、広告掲載の決定を取り消した場合であっても、広告の製作費用その他一切の費用について補償しない。

(広告の取下げ)

第10条 乙は、令和8年4月1日以降に、1年以上の広告掲載の決定を受けた場合、同一年度2月の最終開館日までに本市に書面で申し出ることにより、翌年度以降の期間の広告掲載を取り下げることができる。

(広告掲載料の還付)

第11条 甲は、乙が納付した広告掲載料は、還付しない。但し、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 前条第2項の規定により本契約を解除したとき。

(2) 甲の責めに帰すべき事由による広告のき損、遺失又は破損により掲載することができなくなったとき。

2 前項但し書きの規定により還付する広告掲載料は、掲載期間の残りの月数に応じて算出する。但し、

月の途中で掲載することができなくなった場合の当該月については、日割りにより計算して得た額（1円未満の端数を切り捨てた額）とする。

3 前項の規定により還付する広告掲載料には利子は付さない。

（広告の削除）

第12条 甲は、第4条第1項に規定する掲載期間が満了するとき、又は、第9条第1項又は第2項の規定により広告掲載の決定の取り消し、又は本契約を解除したときは、デジタルサイネージを含む甲が保有している広告を全て削除するものとする。

（広告の修復）

第13条 広告が、遺失又は破損したときは、乙が再度、広告を、甲に提出するものとする。

2 前項の場合において、甲の責めに帰すべき事由により、乙が再度、広告を製作したときは、甲乙協議の上、広告の製作費用として認められた経費を甲が負担するものとする。

3 第三者による広告の盗難については、乙が再度、広告を、甲に提出するものとする。

（広告内容の変更）

第14条 乙は、第3条により甲に提出した広告の内容を変更しようとする場合は、変更する広告を添付した堺市立図書館デジタルサイネージ広告内容変更申出書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定により提出された広告案の修正については、第3条第2項の規定を準用する。

3 甲は、第1項の申出に対し、変更が可能な場合は、乙に対し堺市立図書館デジタルサイネージ広告内容変更承認通知書により通知するものとする。

（契約の費用）

第15条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

（疑義の決定）

第16条 この契約に関し疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印の上それぞれその1通を所持する。

令和 年 月 日

「甲」 住 所 堺市堺区南瓦町3番1号
氏 名 堺 市
代表者 堺市長 永藤 英機 ⑩
登録番号 T3000020271403

「乙」 所 在 地 (住所)
商号又は名称 (氏名)
代表者職氏名 ⑩

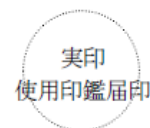
堺市立図書館デジタルサイネージ広告掲載申込書

令和 年 月 日

堺市長 殿

(申込者)

所在地(住所)
商号又は名称(氏名)
代表者職氏名



担当部署
担当者
電話番号
本市業者名簿の登録の有無(有・無)

堺市立図書館デジタルサイネージに広告を掲載したいので、堺市広告掲載要綱、堺市広告掲載基準及びデジタルサイネージに広告募集要領を承知のうえ、下記のとおり申込みます。

また、堺市が市税(個人市民税(特別徴収を含む。)、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税、事業所税、都市計画税、市たばこ税及び入湯税。なお、個人市民税(特別徴収を含む。))については、個人府民税と森林環境税を含みます。)の納付状況調査を行うことに同意します。(同意に係る有効期間:上記記載の日付からデジタルサイネージに広告掲載希望期間終了日まで)

記

1. 希望掲載内容 (掲載希望館、掲載 枠、広告の種類)	<input type="checkbox"/> 令和 年 月から 令和 年 月まで 掲載希望館(複数記載可) [] 掲載枠 [枠] 広告の種類 []※静止画又は動画
	<input type="checkbox"/> 令和 年 月から 令和 年 月まで 掲載希望館(複数記載可) [] 掲載枠 [枠] 広告の種類 []※静止画又は動画
	<input type="checkbox"/> 令和 8 年 月から 1年間 掲載希望館(複数記載可) [] 掲載枠 [枠] 広告の種類 []※静止画又は動画
	<input type="checkbox"/> 令和 8 年 6 月から 2年間 掲載希望館(複数記載可) [] 掲載枠 [枠] 広告の種類 []※静止画又は動画
※掲載期間が異なる内 容は記載欄を分けて ください。	
2. 業種、取扱商品 又はサービス等	
3. 広告目的	

■添付書類(提出部数は、(4) 広告原稿案は電子データで提出(静止画は紙媒体も1部)、その他は各1部です。)

- (1) 事業(会社)概要【会社のパンフレットでも結構です。形式は問いませんが、会社名、創業年月、所在地(本社、本店、市内の事業所、店舗等)、業務内容、従業員数は必須。(補記可)】
- (2) 市内の事業所、店舗等の所在図(住宅地図)
- (3) 誓約書
- (4) 広告原稿案【カラー・電子データ】※静止画は印刷した広告原稿案1部も併せて提出してください。
- (5) 法人は履歴(現在)事項全部証明書【コピー不可、書類提出時点で発行後3か月以内のもの】
- (6) 印鑑(登録)証明書【コピー不可、書類提出時点で発行後3か月以内のもの】
- (7) 国税の納税証明書【コピー不可、書類提出時点で発行後1か月以内のもの】

個人:納税証明書その3の2 法人:納税証明書その3の3

※申請者が自署しない場合又は法人である場合は、記名押印をしてください。また、本市の登録業者は、使用印鑑届印で押印してください。

※本市の登録業者は、添付書類(5)、(6)、(7)の提出は不要です。

※書き誤った場合は、新しい用紙に記入するか、実印(使用印鑑届印)を訂正印として押印してください。

※本様式は、広告掲載を希望する日の6週間前までに提出してください。

本市記入欄	受付番号		受付時間	:
-------	------	--	------	---

堺市立図書館デジタルサイネージ広告内容変更申出書

令和 年 月 日

堺市長 殿

(申出者)

所在地

名称

代表者

(申出者(法人にあつてはその代表者)が自署しない場合は、
記名押印をしてください。)

担当部署

担当者

電話番号

堺市立図書館デジタルサイネージに既に掲載している広告内容について、以下のとおり変更したいので、承認して下さるようお願いいたします。

記

1 変更の理由・目的

2 変更広告案

【データ】

*静止画及び動画は、堺市立図書館デジタルサイネージに掲載できるデータ形式で提出すること。

*動画の場合は、15秒以内に編集して提出すること。

別添のとおり

3 変更後の広告掲載希望開始日

令和 年 月 日から

※書き誤った場合は、新しい用紙に記入するか、実印(使用印鑑届印)を訂正印として押印してください。

※本様式は、広告掲載変更を希望する日の2週間前までに提出してください。

堺市立図書館デジタルサイネージ広告掲載中止届

令和 年 月 日

堺市長 殿

(申出者)

所在地

名称

代表者

(申出者(法人にあつてはその代表者)が自署しない場合は、
記名押印をしてください。)

担当部署

担当者

電話番号

年 月 日付けで広告掲載承認を受けた堺市立図書館デジタルサイネージへの広告について、下記のとおり掲載中止の申出をします。なお、納付済みの広告料について返還されないことを承諾します。

記

- 1 掲載館
- 2 掲載期間
- 3 掲載中止希望日
- 4 掲載中止の理由

※書き誤った場合は、新しい用紙に記入するか、実印(使用印鑑届印)を訂正印として押印してください。
※本様式は、広告掲載中止を希望する日の2週間前までに提出してください。

誓 約 書 (法人用) (※1)

(※2) 令和 年 月 日

堺 市 長 殿

申込者

所在地	
商号・名称	
代表者職氏名	

私は、堺市が実施する堺市立図書館デジタルサイネージ広告募集の申込みにあたり、次の事項を誓約します。

- 1 私は、契約を締結する能力を有しない者及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しません。
- 2 私は、各種法令に違反していません。
- 3 私は、行政機関から行政指導を受け、改善を行っていない者に該当しません。
- 4 **私を含む別紙記載の役員**は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は堺市暴力団排除条例施行規則（平成24年規則第108号）第3条各号に規定する暴力団密接関係者に該当しません。
- 5 私は、上記1から4までの事項について、事実と異なることが判明した場合は、堺市により広告掲載の決定の取消し、又は契約を解除されても異議申立致しません。

(※1) 書き誤った場合は、新しい用紙に記入してください。

(※2) 堺市立図書館デジタルサイネージ広告掲載申込書に記入した日付を記入してください。

◎誓約内容の確認のため、必要に応じて、記載されている情報を大阪府警察本部に提供するものとします。

誓約書（個人用）（※1）

（※2）令和 年 月 日

堺市長 殿

申込者

住所 (住民登録地を記入)	
氏名	(フリガナ)
生年月日	年 月 日

私は、堺市が実施する堺市立図書館デジタルサイネージ広告募集の申込みにあたり、次の事項を誓約します。

- 1 私は、契約を締結する能力を有しない者及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しません。
- 2 私は、各種法令に違反していません。
- 3 私は、行政機関から行政指導を受け、改善を行っていない者に該当しません。
- 4 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年 5 月 15 日法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は堺市暴力団排除条例施行規則（平成 24 年規則第 108 号）第 3 条各号に規定する暴力団密接関係者に該当しません。
- 5 私は、上記 1 から 4 までの事項について、事実と異なることが判明した場合は、堺市により広告掲載の決定の取消し、又は契約を解除されても異議申立致しません。

（※1）書き誤った場合は、新しい用紙に記入してください。

（※2）堺市立図書館デジタルサイネージ広告掲載申込書に記入した日付を記入してください。

◎誓約内容の確認のため、必要に応じて、記載されている情報を大阪府警察本部に提供するものとします。

堺市広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、民間企業等との協働により本市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的として、本市が保有する公有財産、物品等の資産及び市長が管理するその他の資産（上下水道局が保有する公有財産、物品等の資産及び上下水道局長が管理するその他の資産を除く。以下「市有資産」という。）を広告媒体として活用し、有料で広告掲載を行うことに関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 土地、建物、印刷物、公用車、本市のホームページその他の広告掲載が可能な市有資産
- (2) 広告掲載 広告掲載料を徴収して、広告媒体に民間企業等の広告の掲載、掲出等を行うこと。
- (3) 局長等 堺市事務分掌条例（昭和47年条例第8号）第1条に掲げる局及び室の長、堺市区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例（平成17年条例第57号）第3条に規定する区役所の長、消防局長、会計室長、議会局長、教育次長及び各行政委員会（教育委員会を除き、監査委員を含む。）の事務局長

(広告掲載の方法)

第3条 広告掲載を行う場合、次の事項をあらかじめ別に定める。

- (1) 広告媒体の種類
- (2) 広告の規格、掲載位置及び掲載期間
- (3) 広告掲載料（予定価格を含む。）
- (4) 広告の募集方法及び選定方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載を行うに当たり必要な事項

(広告掲載の範囲)

第4条 次の各号のいずれかに該当するものは、広告掲載を行わない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題に関する主義主張を行っているもの
- (7) 個人又は法人の名刺広告
- (8) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (9) 交通安全を阻害するおそれのあるもの
- (10) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (11) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (12) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (13) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載を行う広告として適当でないと市長が認めるもの

- 2 広告掲載に当たり、法令、条例等により市長その他の行政庁の許可を要する行為については、広告主において、広告掲載までに当該許可を得なければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、広告掲載の範囲に関する基準は、別に定める。

(審査機関)

第5条 広告掲載の可否を審査するため、堺市広告審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会の委員長は、財政部長の職にある者を、委員は、広報課長、行財政・構造改革担当課長、財産活用課長、消費生活センター所長、人権推進課長及び子ども育成課長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は、前項に定める委員のほか、広報媒体及び審査する内容に関連する所管の課長を、臨時の委員として加えることができる。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下単に「会議」という。）は、委員長が必要と認めたときに招集し、委員長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、広告を掲載するそれぞれの広告媒体を所管する課長を会議に出席させ、あらかじめ所管課で作成した議案の説明を求め、その意見を聴くものとする。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 6 委員長は、緊急の審議を要する議案について、委員会を招集する暇がないと認めるときは、持ち回り審議によって委員会の開催に代えることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、財産活用課において行う。

(財政局長への実績報告)

第8条 局長等は、広告掲載料その他広告掲載に関する実績について、財政局長に報告するものとする。

(委任)

第9条 この要綱の実施に関し必要な事項は、財政局長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

堺市広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、堺市広告掲載要綱（平成24年4月27日市長決裁）に基づき、広告掲載に係る基準を定めるものとする。

(基本的な考え方)

第2条 市の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現はそれにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

2 広告掲載の審査をする場合には、この基準の文言のみに基づき一義的な解釈・適用をするのではなく、関係法令等の規定や市民への影響、公共性・公益性、社会通念、社会経済状況等に十分配慮した上で、広告媒体の性質に応じて、合理的かつ柔軟な解釈・適用を行うものとする。

(掲載をしない業種又は事業者)

第3条 次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者の広告は、広告掲載を行わない。

- (1) 風俗営業及び風俗営業類似の業種
- (2) ギャンブルに関する業種
- (3) 消費者金融に関する業種
- (4) たばこに関する業種
- (5) 債権取立て又は示談引き受けに関する業種
- (6) 占い及び運勢判断に関する業種
- (7) 興信所及び探偵事務所に関する業種
- (8) 法律に定めのない医業類似行為を行う事業者
- (9) 暴力団等の反社会的団体及びそれらの関連事業者
- (10) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による再生・更生手続中の事業者
- (11) 各種法令に違反している事業者
- (12) 行政機関から行政指導を受け、改善を行っていない事業者
- (13) 市税を滞納している事業者
- (14) 前各号に掲げるもののほか、市有資産に広告掲載をする業種又は事業者として適当でないと認められるもの

(掲載基準)

第4条 次の各号のいずれかに該当するものは、広告掲載を行わない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ア 法律で禁止されている商品の販売やサービスの提供等を行うもの
 - イ 法令等に基づく許可等を要するにもかかわらず、許可等を受けていない商品又はサービスを提供するもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ア 暴力、とばく、覚せい剤など規制薬物の乱用、売春等の行為を推奨し、又は肯定し、若しくは美化したもの
 - イ 醜悪、残虐、猟奇的である等公衆に不快感を与えるおそれがあるもの
 - ウ 性に関する表現で、露骨、わいせつなもの又は裸体を含むもの

- エ その他社会的秩序を乱すおそれがあるもの
- オ 社会的に不適切なもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
 - ア 人権侵害、名誉き損及び各種差別的なもの
 - イ 第三者をひぼう、中傷又は排斥するもの
 - ウ 第三者の氏名、写真、談話及び商標、著作権その他の財産権を無断で使用したもの
 - エ プライバシー等を侵害するもの又は侵害するおそれのあるもの
- (4) 政治性のあるもの
 - ア 公の選挙又は投票の選挙運動又は投票運動に該当するもの又は該当するおそれがあるもの
 - イ 政党その他の政治団体による政治活動に該当するもの又は該当するおそれがあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題に関する主義主張を行っているもの
 - ア 個人又は団体の意見広告
 - イ 国内世論が大きく分かれているもの
- (7) 個人又は法人の名刺広告
 - 単に個人の氏名又は法人その他の団体の名称を表示し、これを公衆に周知するもの
- (8) 美観風致を害するおそれがあるもの
 - デザイン及び色彩が著しく派手で品位を欠き、広告媒体との調和を損なうと認められるもの
- (9) 交通安全を阻害するおそれのあるもの
 - 自動車等運転者の誤解を招くか又は注意力を散漫にするおそれのあるもの
- (10) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
 - ア 誇大な表現（誇大広告）及び根拠のない表示や誤認を招くような表現
 - イ 投機心、射幸心を著しくあおる表現
 - ウ 虚偽の内容を表示するもの
 - エ 法令等で認められていない業種・商法・商品
 - オ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
 - カ 責任の所在が明確でないもの
 - キ 広告の内容が明確でないもの
 - ク 国、地方公共団体その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの
- (11) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
 - ア 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度、適否を検討するものとする。
 - イ 暴力・犯罪を肯定し、又は助長するような表現
 - ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現
 - エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
 - オ ギャンブル等を肯定するもの
 - カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

(表示の基準)

第5条 広告の表示内容に関する共通の基準は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 広告であることを明示すること。
- (2) 広告内容に係る関係法令及び業種ごとの広告表示基準等の自主規制を遵守すること。
- (3) 広告主の法人格及び法人名（法人格を有しない団体の場合は代表者名）を明記すること。
- (4) その他の表示の基準

ア 割引価格

対象となる元の価格の根拠を明示すること。

イ 比較広告

主張する内容が客観的に実証されていること。

ウ 無料で参加・体験できるもの

追加費用等が必要になる場合があるときは、その旨を明示すること。

エ 肖像権・著作権

権利者の使用許可を得ていること。

(ホームページに関する基準)

第6条 広告主のホームページにリンクをする広告(バナー広告等)に関しては、バナー広告等が直接リンクするページの内容についても、この基準を適用する。

(広告主等への確認)

第7条 各業種や商品・サービスについて、法令等に基づく必要な許可・免許等(以下「許可等」という。)の有無、業界団体等への加盟状況及び広告表示関連法令等の違反の有無等の不明な点があるときは、広告主又は広告を取扱う広告代理店に確認をするものとする。

2 前項の規定による許可等の確認は、許可等の年月日、許可番号、有効期限及び内容・範囲等について行うものとし、必要に応じて許可証等の提示を求めることとする。

(広告媒体ごとの基準)

第8条 市長等は、この基準に定めるもののほか、広告内容及びデザイン等について広告媒体の性質に応じた個別の基準が必要なときは、合理的な範囲で別途基準を定めることができる。

(広告掲載の取消し)

第9条 市長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中であっても、広告掲載を取り消すことができるものとする。

- (1) 広告主が本市の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。
- (2) 広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
- (3) 広告主が第3条に定める制限業種その他広告を掲載しないこととする事由に該当するに至ったとき。
- (4) 本市の業務上やむを得ない事由が生じたとき。

(委任)

第10条 この基準の実施に関し必要な事項は、財政局長が定める。

附 則

この基準は平成24年5月1日から施行する。

公募に関するお問い合わせ先

堺市教育委員会事務局 中央図書館 総務課 管理係

〒590-0801

堺市堺区大仙中町18番1号

TEL : 072-244-3811

FAX : 072-244-3321

メールアドレス : chuuouto@city.sakai.lg.jp

堺市立図書館ホームページ

<https://www.city.sakai.lg.jp/kosodate/library/oshirase/index.html>